特別児童扶養手当診断書作成から申請までの流れ（知的障害）

START

療育手帳の交付を受けていますか？

いいえ → 医療機関にて知能検査を受け，診断書を作成

はい → 交付されている療育手帳はＡ１又はＡ２ですか？

はい → 交付されている療育手帳は，判定年月日から２年以内のものですか？

はい → 診断書の提出を省略することができます

療育手帳を持参し，市町村の窓口にて申請の手続きを行ってください。

いいえ → 交付されている療育手帳の判定年月日は，約３年以内のものですか？

はい → 医療機関にて診断書作成

いいえ → このまま，①診断書作成の上，申請していただくことも可能です。

しかし，状況によっては②・③のどちらかで知能検査を受けていただく場合があります。

① → 医療機関にて診断書作成

② → 児童相談所で療育手帳の再判定を行う。

③ → 医療機関にて知能検査を受け，診断書を作成

※　児童相談所で知能検査の結果（判定意見書）を発行してもらい，医療機関に提出すれば，医療機関で知能検査を受ける必要はありません。

医療機関から診断書を受け取る

診断書の提出が必要です

診断書（及び療育手帳）を持参し，市町村の窓口にて申請の手続きを行ってください。

＼県ＨＰはこちら／

診断書様式は，
県ＨＰから取得できます。

鹿児島県　特別児童扶養手当　で検索